



公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成20年12月1日

長野県知事 村井 仁

- 1 申請のあった年月日
平成20年11月17日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人つがの木
- 3 代表者の氏名
橋本行生
- 4 主たる事務所の所在地
北安曇郡小谷村大字千国乙12840番地1

5 定款に記載された目的

この法人は、一般地域住民と協力しての自然環境の保全に関する事業及び、子供から、高齢者に至るまで参加できる農作物の種まき、収穫、スポーツ、グリーンツーリズム、障害を持った人々の宿泊施設への受け入れ又受け入れ施設の指導等、小谷村の自然に触れるイベントを通じて、海外も含め子供から高齢者に至るまでの多くの人達に、小谷村の素晴らしさを伝え、地域の経済活動の活性化に寄与することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成20年12月1日

長野県知事 村井 仁

- 1 申請のあった年月日
平成20年11月25日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人社会復帰自立支援会夢企画
- 3 代表者の氏名
清水慶子
- 4 主たる事務所の所在地
長野市大字川合新田1357番地1

5 定款に記載された目的

この法人は、路上生活者や生活困難者などの社会的弱者に対して、簡易宿泊所を提供し、自立支援を図る事業を行うことにより、地域社会における社会福祉増進に寄与することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成20年12月1日

長野県知事 村井 仁

- 1 申請のあった年月日
平成20年11月21日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人里山塾
- 3 代表者の氏名
田中東生
- 4 主たる事務所の所在地
北安曇郡白馬村神城25375番地
- 5 定款に記載された目的

この法人は、ユニバーサルデザインによる地域づくりに関する事業を行い、よって地域社会の活性化に寄与することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定による変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成20年12月1日

長野県知事 村井 仁

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ツルヤ 野沢店
佐久市野沢129-1 他
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称（氏名）及び住所
諏訪倉庫 株式会社
岡谷市郷田1-3-1
- 3 変更しようとする事項
 - (1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
(変更前) 2,727方メートル
(変更後) 3,233平方メートル
 - (2) 駐車場の収容台数
(変更前) 210台
(変更後) 207台

- 4 変更する年月日
平成21年7月1日
- 5 届出年月日
平成20年11月11日
- 6 届出書及び添付書類の縦覧の場所
長野県商工労働部産業政策課又は長野県佐久地方事務所商工観光課
- 7 縦覧の期間
平成20年12月1日から平成21年4月1日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。
- 9 意見書の提出先
長野県商工労働部産業政策課又は長野県佐久地方事務所商工観光課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第5項の規定による廃止の届出があったので、同条第6項の規定により、次のとおり公告します。

平成20年12月1日

長野県知事 村井 仁

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
綿半リビングストアー本店
飯田市鼎名古熊2073
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称(氏名)及び住所
綿半ホールディングス 株式会社
飯田市北方1023-1
- 3 廃止前の店舗面積の合計
5,551平方メートル
- 4 廃止後の店舗面積の合計
0平方メートル
- 5 廃止した日
平成20年10月31日

産業政策課

公告

平成20年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき森林法(昭和26年法律第249号)第34条第1項の許可をすべき皆伐面積の限度は、次のとおりです。

平成20年12月1日

長野県知事 村井 仁

同一の単位とされる保安林の所在地	保安林の種類	皆伐面積の限度
千曲川上流(南佐久郡、北佐久郡、小諸市、佐久市)	水源かん養保安林 干害防備保安林	2,124.00 ^{ha}
	土砂流出防備保安林	82.81
千曲川中流(小県郡、上田市、東御市)	水源かん養保安林 干害防備保安林	1,663.57
	土砂流出防備保安林	54.02
千曲川下流(埴科郡、上高井郡、下高井郡、上水内郡、下水内郡、長野市、須坂市、中野市、飯山市、千曲市)	水源かん養保安林 干害防備保安林	1,936.38
	土砂流出防備保安林	330.74
天竜川上流(諏訪郡、上伊那郡、岡谷市、諏訪市、伊那市、駒ヶ根市、茅野市)	水源かん養保安林 干害防備保安林	2,076.33
	土砂流出防備保安林	548.64
天竜川中流(下伊那郡、飯田市)	水源かん養保安林 干害防備保安林	3,170.88
	土砂流出防備保安林	840.94
木曾谷(木曾郡)	水源かん養保安林 干害防備保安林	3,126.25
	土砂流出防備保安林	252.82
中部山岳南部(東筑摩郡、松本市、塩尻市、安曇野市)	水源かん養保安林 干害防備保安林	2,187.27
	土砂流出防備保安林	742.41
中部山岳北部(北安曇郡のうち池田町、松川村、大町市)	水源かん養保安林 干害防備保安林	194.41
	土砂流出防備保安林	110.36
姫川(北安曇郡のうち白馬村及び小谷村)	水源かん養保安林	295.02
	土砂流出防備保安林	73.60
諏訪郡富士見町立沢字稗ノ底4048ハの27ほか4筆	防風保安林	0.08
諏訪郡富士見町境字甲六110の1ほか6筆	防風保安林	0.16
下伊那郡平谷村字合川403の19	防風保安林	0.08
下伊那郡根羽村字ブナ立3370の22ほか1筆	防風保安林	0.04
北佐久郡立科町大字芦田八ヶ野字八ヶ野709ほか3字10筆	保健保安林	6.90
上伊那郡辰野町大字澤底字穴山1361の16ほか6筆	保健保安林	3.94
下伊那郡清内路村3000の1ほか1筆	保健保安林	0.40
飯田市上村字ホッタ沢入979の54ほか3筆	保健保安林	0.50
松本市大字入山辺字山辺山北側8961の1681	保健保安林	3.30
安曇野市明科光2573の3ほか1大字36筆	保健保安林	12.58
東筑摩郡筑北村坂井字氷室沢8395ほか8字54筆	保健保安林	11.84
東筑摩郡山形村字清水高原7598の129ほか2字25筆	保健保安林	8.78
安曇野市豊科光1214ほか1大字19筆	保健保安林	4.28
長野市大字上ヶ屋字麓原2471の84ほか1筆	保健保安林	1.00
長野市篠ノ井塩崎字猪平797の1ほか1大字1字4筆	保健保安林	0.56
下高井郡山ノ内町大字平隠7148の31ほか1字2筆	保健保安林	16.14

森林づくり推進課

公告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第1項の規定により、佐久市花園土地区画整理事業について、換地処分がありました。

平成20年12月1日

長野県知事 村 井 仁

都市計画課

公告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項に規定する講習会を次のとおり開催します。

平成20年12月1日

長野県公安委員会

1 講習会の種別及び受講対象者

講習会の種別	受講対象者
経験者講習	長野県内に住所を有し、銃砲刀剣類所持等取締法（以下「法」という。）第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃又は空気銃（以下「猟銃等」という。）を所持する者であって、同号の規定により新たに猟銃等の所持の許可を受けようとするもの又は法第7条の3第1項の規定により猟銃等の許可の更新を受けようとするもの。

2 講習会の開催の日時、場所及び定員

開催日	時間	講習会場	場 所	定員
1月8日 (木)	午後1時から 午後4時まで	長野会場	長野市若里3-22-2 長野市若里市民文化ホール	70名
1月18日 (日)	午後1時から 午後4時まで	上田会場	上田市上田原1640 長野県上田創造館	50名
1月22日 (木)	午後1時から 午後4時まで	松本会場	松本市大字島立1020 長野県松本合同庁舎	70名

3 講習科目及び時間数

講習科目	時間数
猟銃及び空気銃の所持に関する法令	2 時間
猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い	1 時間

4 受講手続

(1) 受講の申込み

受講しようとする者は、猟銃等講習受講申込書（以下「申込書」という。）2通に必要な事項を記入し、写真（提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦の長さ3.6センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの）2枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込んでください。

(2) 申込書の受付期間

受けようとする講習会の開催日の前月の初日から当該開催日の5日前の日まで（土曜日、日曜日及び休日を除きます。）とします。ただし、定員に達した場合は、当該受付期間内であっても申込みを締め切ります。

(3) 受講手数料

受講手数料3,000円は、長野県収入証紙（申込書1通にはり、消印はしないでください。）により納付してください。

5 その他

- (1) 受講当日は、筆記用具を持参してください。
- (2) 受講についての問い合わせ及び申込書の用紙の請求は、最寄りの警察署に行ってください。
- (3) この講習の実施に際して収集する個人情報は、この講習のために必要な範囲でのみ利用します。

生活安全企画課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成20年12月1日

長野県若槻養護学校長 大 熊 隆 明

1 入札に付する事項

- (1) 借入をする物品等及び数量
パーソナルコンピュータ6台及び周辺機器一式
- (2) 物品等の特質
入札説明書及び仕様書のとおりです。
- (3) 借入期間
平成21年1月1日から平成25年12月31日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）
- (4) 借入場所
長野県若槻養護学校
- (5) 入札方法
1月当たりの賃借額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」欄の等級区分がA、B又はCに格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 長野県内に本店又は営業所等を有する者であること。
- (5) 借入物品等に関し、アフターサービス及びメンテナンス（保守及び管理）を迅速に行う体制が整備されている者であること。

3 入札説明書及び仕様書の交付期間及び交付場所、契約条項を示す場所並びに問い合わせ先

- (1) 入札説明書及び仕様書の交付期間

平成20年12月1日から12月5日までの日曜日、土曜日及び祝

日を除く毎日午前8時30分から午後5時まで

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付場所、契約条項を示す場所並びに問い合わせ先

長野市上野2-372-2

長野県若槻養護学校

電話 026(295)5060

4 入札手続等

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成20年12月12日(金) 午後3時

イ 場所 長野県若槻養護学校

- (3) 郵送による入札の拒否

郵送による入札は、受け付けません。

- (4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成20年12月8日(月)午前11時までに上記3の(2)の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

- (5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

- (6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

- (7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

- (8) 契約書作成の要否

必要とします。

- (9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

5 その他

- (1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度以降において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県若槻養護学校長は、この契約を変更又は解除することができるものとします。

- (2) 詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

特別支援教育課